

ひきこもり支援施策の推進について

(令和2年10月27日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)抜粋

- 就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

【支援体制構築のための取組（★）】

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
…相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な相談体制
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
…地域の実情に応じた方法（都の調査結果を提供）
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営
…関係者間相互の連絡体制

市町村において取り組むこと

原則、令和3年度末までに、上記①～③（★）の全ての取組を実施すること

その取組の前提として以下を実施

- ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
- ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施
- ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討